

三 鷹 市 立 保 育 園

保 育 の ガ イ ド ラ イ ン

総 論

三鷹市子ども政策部子ども育成課

2004年6月発行
2010年7月改訂
2016年3月一部修正
2017年1月一部修正
2018年4月改訂

子ども本位の「保育の質」の向上をめざして

平成 27 (2015) 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼児教育及び保育については、「子どもの視点」に基づいて、「量的拡充」のみならず「質的向上」が重視されるようになっていきます。

そして、平成 29 (2017) 年 3 月 31 日に『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の 3 つの法令が、初めて同時に改定されました。私たちはまさに、乳幼児期の教育・保育において子ども本位の「質」の向上に向けて更なる取り組みを進めることが求められています。

そこで平成 29 (2017) 年度において公設公営保育園リーダーク会は、『三鷹市立保育園・保育のガイドライン』総論の各章について、『新・保育所保育指針』等に沿った内容へと充実を図るとともに、三鷹市の保育の歴史と特徴を生かす方向で検討を行い、改訂をしました。今回の『新・保育所保育指針』等の改定のポイントは、①乳児保育、3 歳未満児保育の充実、②養護の意義の強調、③幼児保育における環境を通じた教育を担う自覚とそのための計画・評価の力の強化、④子育て支援の充実、⑤大きな災害への備え、⑥職場づくりとキャリアパスづくりに置かれていることから、改訂版ではこうした趣旨を反映しました。

また三鷹市では、『三鷹市子育てビジョン』(平成 21 年 3 月策定)、『三鷹市次世代育成行動計画<後期計画>』(平成 22 年 3 月策定)、『三鷹市子ども・子育て支援事業計画』(平成 27 年 3 月策定) などに基づいて、子育て世代の市民の皆様が、地域において「生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)」を図りつつ、安心して子育てができる支援体制を推進してきました。激動する社会の中で、三鷹市は、保育サービスを必要とする子どもたちや保護者が抱える諸問題に寄り添い、その解決を支援していくために、これらのビジョンや計画とともに、本ガイドラインに基づいて、保育園の施設機能を含む「保育の質」の維持と向上の取り組みを強化してきました。改訂後もその努力を継続していきます。私はこの間、「東京都子供・子育て会議」の委員の一人として、また内閣府「少子化克服戦略会議」などの構成員の一人として、機会あるごとに子育て中の市民の皆様や子育て支援をされている関係者の皆様の視点、基礎自治体としての視点から、現状の課題や実践を踏まえた積極的な意見表明を行い、特に「保育の質」の確保の必要性を訴えてきています。

この『三鷹市立保育園・保育のガイドライン』(改訂版) は、三鷹市の半世紀以上にわたる公立保育園の保育実践を踏まえつつ、私立保育園等の多様な子育て支援施設との連携や協働の中で大切にしてきた保育の基本的な考え方や、「保育の質」の最低ラインなどを示しています。私は、このガイドラインが、保育に携わる人財育成を進める研修機会をはじめ、日常的な職員のスキルアップに幅広く活用されることを期待します。

結びに、本ガイドラインの活用によって、三鷹市の保育の理念と実践の意義が継承され、広がり、市内の多様な子育て支援施設での保育実践に生かされることにより、子育て支援の質の向上が、図られることを願っています。

平成 30 (2018) 年 4 月

三鷹市長

清原慶子

-目次-

第1章	三鷹市の保育園	1
1	三鷹市の子ども状況	1
2	三鷹市の保育	2
(1)	保育理念	2
(2)	保育者の基本姿勢	2
(3)	保育園の役割	3
(4)	保育の目標	4
(5)	三鷹市立保育園それぞれの保育目標と保育課程	4
(6)	子どもを取り巻く環境	5
3	三鷹市立保育園を取り巻く現状と課題	5
(1)	子どもと家庭を取り巻く社会的背景	5
(2)	三鷹市の子ども子育て支援の取り組み	5
(3)	求められる子ども子育て支援施策	6
4	保育園の社会的責任	6
(1)	子どもの人権の尊重	6
(2)	個人情報保護と苦情解決	7
5	計画及び記録と評価	8
(1)	指導計画の作成	8
(2)	記録と評価	9
(3)	自己評価	10
第2章	保育の内容	12
1	取り組み	12
(1)	健康づくりを支える保育	12
(2)	人と関わる力と思いやりを育む保育	12
(3)	豊かな感性と表現力を育てる保育	12
(4)	意欲的な行動を支える保育	13
(5)	自然に親しみ地域社会と交流する保育	13
2	養護と教育	13
(1)	ねらい	13
(2)	内容	13
3	保育の環境	13
(1)	人的環境	14

(2) 物的環境	15
(3) 自然や社会事象	15
(4) 長時間保育における環境	16
4 小学校との連携	16
(1) 連携において前提とすべきこと	17
(2) 小学校との連携の在り方	17
第3章 健康及び安全	18
1 子どもの健康支援	18
(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握	18
(2) 健康の増進	18
(3) 疾病などへの対応	19
2 環境及び衛生管理並びに安全管理	19
(1) 施設の環境整備	20
(2) 事故防止及び安全対策	20
3 職員の健康管理	21
4 食育	21
(1) 食育計画	21
(2) 保育園の食事	22
(3) 保護者や地域との関わり	23
(4) 在宅子育て支援	23
5 災害への備え	23
(1) 地震・災害時の対応	23
6 不審者への対応	24
第4章 子育て支援	25
1 保育園を利用している保護者に対する子育て支援	25
(1) 子育て支援の基本姿勢	25
(2) 保護者との相互理解	26
(3) 日常の保育の中での連携	27
(4) 子どもに発達上の課題がある場合の保護者支援	29
2 地域の保護者等に対する子育て支援	29
(1) 地域の子育て支援は保育園の役割	29
(2) 三鷹市の保育園地域開放事業	30
(3) 子育て支援事業の発展の為の基本的態度と考え方	30
(4) 保育園の地域開放事業の今後に向けて	30

(5) 地域ネットワークにおける保育園の役割	31
(6) 虐待を疑われる場合の対応	31
[資料1] 地域開放事業の例	33
[資料2] 三鷹市子ども家庭支援ネットワーク図	34

第5章 職員の資質向上	35
1 保育園職員としての基本姿勢	35
(1) 求められる保育士の役割	35
(2) 求められる看護職の役割	35
(3) 求められる栄養士の役割	36
(4) 求められる調理員の役割	36
(5) 求められる用務の役割	36
2 職員間の連携	37
3 保育園職員として気をつけたい言動と態度	37
(1) 保育の姿勢	37
(2) 子どもたちへの態度	38
(3) 保護者への態度	38
4 園長としてのありかた、園長の責務	42
5 職員研修等	43
(1) 専門性を高める研修	43
(2) 学び合いの環境づくり	43

用語の説明

第1章 三鷹市の保育園

1 三鷹市の子どもの状況

三鷹市は東京都のほぼ中央に位置し、東西6.3km、南北5.2km、面積16.42km²で、東は杉並区と世田谷区、西は小金井市、南は調布市、北は武蔵野市に隣接している。三鷹駅から東京駅まで電車で約30分の距離にあり、郊外住宅地としての立地条件に恵まれていることから、戦後、人口は急増を続け、住宅団地も多く建設された。

増加の一途をたどった市の人口は、昭和52年ごろから16万人規模に定着する時期に入ったが、バブル経済崩壊後、地価の下落によって工場の転出跡地等を中心にマンション開発が進み、平成10年ごろから再び増加の傾向を示している。就学前の児童数は、全国的には少子化が叫ばれているが、三鷹市では平成10年度以降人口の漸増を反映して就学前の子どもの絶対数も増加しており、その傾向は平成29年度現在も続いている。その人口の推移は次のとおりである。

(各年度4月1日現在)

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総人口 (A)		176,462	176,760	179,938	180,570	182,570	183,951
児童人口		25,957	26,081	26,390	26,701	27,179	27,590
就学前児童人口 (B)		8,652	8,720	8,841	9,026	9,395	9,534
割合 (B/A) %		4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	5.2
年齢別人口	0歳	1,470	1,446	1,404	1,516	1,566	1,543
	1歳	1,531	1,515	1,505	1,436	1,601	1,667
	2歳	1,443	1,512	1,495	1,540	1,516	1,620
	3歳	1,427	1,423	1,517	1,510	1,594	1,532
	4歳	1,375	1,434	1,457	1,542	1,546	1,620
	5歳	1,406	1,390	1,463	1,482	1,572	1,552

(注) 児童人口の児童とは、児童福祉法で満18歳に満たない者をいう。

資料：子ども政策部子ども育成課

三鷹市では子どもの人口増加に伴って公設民営保育園や民間の認可・認証保育所及び地域型保育施設など多義にわたり増設してきたが、保育園入所希望者も大幅に増えており、待機児童数の解消には至っていないのが現状である。

2 三鷹市の保育

(1) 保育理念

すべての子どもは、愛され大切に育まれる存在であるとともに、自らの中に育ちゆく力と仲間の中でこそ大きく育つ力を持っている。三鷹の子どもの今日と明日に関わる私たちは、子どもの持つ力を信じ、子ども自らが主体的に環境に関わることができるようしっかりと見守り、子どもにとってふさわしい支援を行うとともに、保護者と子どもの成長の喜びを共感しあうなかで、以下の理念を掲げ保育を行うものとする。

**『夢を持ち、明日に向かって行動し友だちと共感する子どもを育む
～心豊かな体験の中で未来をつくり出す力と人間力の基礎を作る～』**

- ・子どもの命を守り、その幸せと人としての育ちを追求するとともに、愛情を持って応える共感の姿勢を大切にする
- ・個を認めて受け入れるなかで、子ども一人ひとりの心としっかり向き合い「子どもは育つ力を持っている」「子どもは仲間の中で大きく育つ」という確信の基に保育をする
- ・保護者を尊重し、心情、考え方を理解する努力を惜しまず、子育てのパートナーとして歩んでいく

(2) 保育者の基本姿勢

三鷹市の保育に関わる私たちは、保育園や子どもに関わる大人の果たす役割の大切さをしっかりと認識し、子ども一人ひとりのありのままを受け止め、喜びや悲しみの表現（笑う・泣くなど）に愛情をもって応えることや共感の姿勢を保育の原点とし、子どもの健やかな発達を保障する。

また、「子どもは人として尊重され、その生存、成長、発達、自己実現は有利に展開されなければならないこと」や「乳幼児期に人間として経験することの幅が広いほど発達すること」など、子どもの権利や発達過程を理解し子どもの最善の利益を考慮した保育を実践する。

さらに、保育に関し専門性を有する職員がそれぞれの専門性を発揮し、子ども自らが環境に関わるなど子どもにとって^注適切な環境を用意するとともに、子どもの健全な成長にとっての家庭養育の重要性を保護者と共に確認しながら、保護者の養育力の向上につながる支援を行う。

子どもは、大人の姿をみて育つ。夢を抱く大人の側で夢を抱く子どもが育ち、情緒豊かな大人の側で子どもの豊かな感性が育ち、人を愛する大人の側で自分の命も他人の命も大事にする子どもが育っていく。三鷹の子どもに関

わる私たちは、いつでもゆとりを持ち、思慮深く、魅力的な大人でありたいと考える。

⑨ここでいう適当な環境とは、子ども一人ひとりが思い思いに満たされて遊び、自身のあそびに又は仲間とのあそびに、遊び込める、自分がしたいと思ったことが実現できるような、子どもの主体性を尊重した、その時その時の子どもにとって最もふさわしい環境のことを指す。

保育者の基本姿勢の源は・・・

三鷹市は1956年（昭和31年）全国に先駆け、公立保育園において生後3カ月からの0歳児保育を開始した。養護の行き届いた環境への配慮はもちろん、一人ひとりの心としっかり向き合い、喜びや悲しみの表現（泣く、笑うなど）に愛情を持って応える共感の姿勢こそが保育の原点であり、乳幼児全ての保育姿勢として大事にしてきたものである。

1977年（昭和52年）に開始した障がい児保育でも“みんなと同じ”を価値基準とせず、“一人ひとりが異なって当たり前”の認識をもち、個を認めそのまま受け入れている。これまで積み重ねてきた0歳児保育が、三鷹の障がい児保育の基盤となり、障がいのある子どもそうでない子ども、共に育ちあう保育実践を大切にしているのである。また、共に育ちあう姿勢は、地域に住む保育園以外の子どもであっても同様であると考え、1988年（昭和63年）には、地域開放事業を開始し、保育園を利用してもらっている。

近年の公設民営保育園、保育所型認定こども園や公私連携型保育園の設立などの多様化した保育形態が進む現在でも、先達の保育者たちから引き継がれた子ども一人ひとりを大切にする視点は普遍的であり、これからも丁寧に引き継いでいくものとする。

(3) 保育園の役割

保育園は、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもが心身ともに健やかに育ち、様々な人と出会い、関わり成長する中で、自らが様々なことを学ぶために最もふさわしい生活の場を目指すものとする。

また、環境を通して養護と教育が一体的に展開されるよう、子ども一人ひとりの状況や発達過程を踏まえ、環境を整え、計画的に保育環境を構成していく中で、子どもの健全な心身の発達が図られるようにする。

同時に、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添い保護者とともに子どもを育む。また子ども家庭支援センターや子ども発達支援センター、各住区のコミュニティセンター、小学校など、市内の様々な社会資源との連携を図りながら、地域の子育て家庭に対する支援を行っていく。

(4) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にす
る心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生
えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会事象についての興味や関心を育て、それらに対する
豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の
話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培
うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子ど
もと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を
生かして、その援助に当たらなければならない。

(上記ア、イは『保育所保育指針』より)

保育の目標には、(ア)に養護に関する目標が書かれており、また(イ)から
(カ)には「教育(5領域)」に関する目標が書かれている。目の前の子ども
をどう受け止め、心の安定を図るのか(養護)、5領域に関する目標まで、子
どもの成長や発達をどう援助し促すのか(教育)計画的に構成する必要がある。

保育指針に書かれている保育の目標は子どもの健やかな育ちのために、社会
情勢等にも左右されてはならない根源的な保育の目標であることから、これを
三鷹市立保育園共通の保育目標とする。

(5) 三鷹市立保育園それぞれの保育目標と全体的な計画

保育の目標を達成するためには、一貫性のある全体的な計画の存在が必須で
ある。三鷹市立保育園では、保育指針に示される養護及び教育における5領域
を踏まえ、各園の状況に見合った保育目標を立てていくものとする。

全体的な計画は子どもの発達過程を踏まえ、地域の実態、子どもの家庭状況、
保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編
成されなければならない。全体的な計画は、毎年大きく変わるものではないが、

保育を実践する上で園全体の基礎となるものであるから、年度毎に構成員全員で確認しなければならない。

保育目標及び全体的な計画の作成にあたっては、『三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラム』および『三鷹市子ども・子育て支援事業計画』を参考にし、各園それぞれの状況に見合った保育目標と、その目標を達成するための特色ある全体的な計画を作成する必要がある。

(6) 子どもを取り巻く環境

昨今の社会・経済情勢は、核家族化や地域のつながりが希薄な都市型生活環境をつくり、子どもが健やかで伸びやかに育つ権利を脅かし、育ちにくい環境にしている。「郊外住宅地、勤労市民のまち」の特色を持つ三鷹市も例外ではない。マンションの建設ラッシュで畑(自然)や子どもの遊び場が減り、保護者の就業形態の変容は長時間を保育園で過ごす子どもを増加させている。(三鷹市でも長時間保育の必要性から夕食提供の園を運営)

また、生活全体の夜型化や、総菜やコンビニ弁当、ファストフード店利用などの食文化の変化も子どもたちに直接的な影響を及ぼしている。

子どもを取り巻くこのような環境を十分に認識した上で、保護者と協力し合い保育園として出来得る最大限の環境を整える事もまた大切である。安全で情緒の安定した生活ができる環境、健やかな発達を促す環境を職員全体で追求し、全体的な計画の中にしっかりと組み入れなければならない。

3 三鷹市立保育園を取り巻く現状と課題

(1) 子どもと家庭を取り巻く社会的背景

- ア 少子化社会と核家族化の進行
- イ 子育てに対する不安感と負担感の増大
- ウ 待機児童問題
- エ 児童虐待の増加
- オ スマートフォンの急速な普及等に伴う子どもの生活習慣への影響
- カ 安心安全が確保された子どもの居場所の減少
- キ 子ども・子育て支援新制度の実施

(2) 三鷹市の子ども子育て支援の取り組み

- ア 待機児童の解消に向けた保育園・学童保育所の定員拡充と質の確保
- イ 乳児家庭全戸訪問事業等による乳幼児の健全な育成環境の確保
- ウ 児童虐待等要保護児童の早期発見・早期対応への取り組みの推進
- エ 子育て家庭の状況に応じた経済的支援(手当・医療費助成)
- オ ひとり親家庭の自立に向けた支援(就労支援・貸付・相談等)
- カ 地域子どもクラブ・児童館等子ども達の健全育成と居場所づくり

キ 妊娠期からの切れ目ない支援体制づくり

(3) 求められる子ども子育て支援施策

地域における在宅子育て支援や保育サービスの充実と保育園の待機児童解消に取り組み、地域、企業、家庭の連携のもとライフ・ワーク・バランスの実現を図ることである。

ア 保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、認証保育所、病児・病後児保育などの施設保育園の支援

イ 相談業務、ひろば事業、一時預かりなどの在宅子育て支援

ウ 児童手当、医療費助成などの制度（経済的）支援

待機児童問題は早急に対応すべき課題であり、今後、誰もが希望する保育を受けられるよう、保育の量的な拡充や多様なサービスの充実を図る中でも、保育の質を維持し、さらには向上させることが望まれている。保育の質の確保・向上の中心となるのは人財である。職員一人ひとりが安心して保育に従事し、常によい保育に向かって取り組む姿勢を持つことが大切である。

4 保育園の社会的責任

(1) 子どもの人権の尊重

保育園は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して、保育を行わなければならない。

保育士等は、保育の営みが子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏づけられていることを認識し、『憲法』、『児童福祉法』、『子ども・子育て支援法』、『児童憲章』、『児童の権利に関する条約』、また三鷹市における『三鷹子ども憲章』等、子どもの人権等について、理解することが必要である。

子どもの発達や経験の個人差や国籍や文化の違いへの配慮等、互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した保育を行っているか、常に職員全体で確認することが必要である。

また、保育士等が常に自らの人間性や専門性の向上に努め、豊かな感性と愛情を持って子どもに関わり、信頼関係を築いていかななければならない。さらに、子どもが健やかに育つ環境を構築し、子どもや子育てを大切にすることも保育園の社会的責任といえる。

(2) 個人情報の保護と苦情解決

ア 個人情報の保護

保育園が保育に当たり、知り得た子どもや保護者に関する情報は、正当な理由なく漏らしてはならず、児童福祉法第 18 条の 22 には、保育士の秘密保持義務について、明記されている。また、平成 15 年に制定された『個人情報の保護に関する法律』においても、個人情報は、“個人の人格尊重の理念

の下に慎重に取り扱われるべき”ものであると示されている。三鷹市においても市民の個人情報を守り、また基本的人権を守るべく『三鷹市個人情報保護条例』が施行されている。

ただし、関係機関等との連携、保護者への伝達、保護者同士の交流や地域交流などに必要な情報交換等については、関係者の承諾を得ながら適切に進められる必要がある。また特に、『児童虐待の防止等に関する法律』にある通告義務は、守秘義務より優先されることに留意しなければならない。

イ 苦情解決

社会福祉事業の経営者は、社会福祉法第 82 条において利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととなっている。三鷹市においては、オンブズマン制度が整備されており、平成 15 年度には、権利擁護センターも設立され体制がより一層整備された。各保育園にあっては、苦情受付窓口を設置し、苦情受付担当者と苦情解決責任者、第三者委員それぞれの氏名を公表しており、オンブズマンへの申し立てに至らない軽微な苦情についても利用者の権利を擁護する観点に立って解決に努めようとしている。

保育園では、保護者から多くの要望や意見を受けているが、場合によっては、コミュニケーションの取り方が不十分であったために、問題をこじらせてしまったり、十分な解決ができないまま終わったりする場合もある。苦情解決の仕組みとは利用者とサービス提供者(保育園)とが対等な立場に立ち、担当窓口や責任者・第三者委員を決め、書式の整理・苦情などの改善方法を明確化する苦情解決のシステム化のことである。

苦情解決責任者である施設長の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化し、様式・書式の整備をしていくことも大切である。保育園でしなければならない苦情解決・要望への対応をしっかりと受け止め、全職員で対応の仕方を徹底し、保護者の要望を率先して解決していくことが求められている。

保育園で苦情が一切ないという所はありえない。大切なことは、現実が発生した苦情に耳を傾け、利用者の立場に立って誠意ある対応を心がけ、利用者との相互の理解を図り、信頼関係を築いていくことである。また、苦情に関しての検討内容や解決までの経過を記録し、職員会議などで共通理解を図り、実践に役立てることである。

利用者等の意向を受け止めながら、保育園の考え方や保育の意図などについて、十分に説明するとともに、改善や努力の意思を表明することも必要と言える。

苦情解決とは、保育園の説明責任や評価とともに、保育の内容を継続的に見直し、改善し、保育の質の向上を図っていくための仕組みであり、保育園

が社会的責任を果たしていくためには欠かすことのできないものである。

5 計画及び記録と評価

(1) 指導計画の作成

ア 各保育園は全体的な計画に基づく指導計画、保健計画、食育計画等を創意工夫して作成しなければならない。

イ 具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

ウ 指導計画の作成に当たっては、子どもの一人ひとりの発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(7) 3歳未満児については、一人ひとりの子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成する。

(4) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮する。

(7) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人ひとりの子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮する。

エ 指導計画においては、保育園の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。

オ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮する。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮する。

キ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付ける。

ク 障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成す

るなど適切な対応を図る。

(上記(1)は『保育所保育指針』参考)

(2) 記録と評価

ア 記録と評価

記録は子どもの成長を記すものであり、保育者の思いや関わりの実践記録である。様々な方向からの考察や自己反省により、新たな課題に気づくことで、明日への保育につなげる。

一人ひとりの子どもの主体的な心の育ちを援助するために、あそびや生活の中で保育者がどう働きかけていくか、一日の中で子どもの心はどこにあったかをしっかり読み取りながら、記録していくことが大切である。また、複数の職員で読み返すことにより、一人ひとりの子どもの成長の様子やその時々の子どもの課題を客観的に捉えることができ、新しい関わりも生まれる。

イ 児童票

児童票とは、個人の成長記録であり、心がどう育っていったか、体がどう育っていったかがわかる良い記録となる。発達記録表のチェックは保育上参考になるものを短時間で合理的に書くことによって、子どもの状況を客観的に捉える。子どもの成長の特徴や次の成長の予測が見えてくると、保育が的確になってくる。保育者の子どもに対する注意深い目と探究心と繰り返しの勉強が必要である。

ウ 保育日誌

保育日誌とは、その日の保育実践の評価、反省を次の保育へとつなげていくための記録である。日誌を書くことによって保育を客観的に見、子どもを見る目を深めることができる。

(ア) 内容

- a その日の活動（ねらいや活動は適切であったか）
- b 子どもの人との関わり（子ども同士・保育者）
- c クラス全体と子ども個人の様子
- d 準備した環境（人的・物的・自然）は適切であったか
- e 保育者自身の関わり（子どもの内面に気づけたか）

内容にこれらの項目がすべて含まれなくてもよいが、指導計画と関連させながら、どれを書くときも保育者の評価・反省・省察・課題（※）をいれ、明日につながるものにする。

- (※)
- ・失敗も成功も分析する。
 - ・子どもの中に育っているものなど、小さな変化も見逃さない。
 - ・自分の関わりが適切だったか？
 - ・仮説をたてながら次の日の保育に活かせるようにする。
 - ・なるべく、連絡表と重複しないように書く。

(イ) 書き方の留意点

- a 要点を簡潔に記入する。
- b 後で読んでもすぐ分かるように書く。
- c ねらいを持って書く。
- d 誤字脱字に注意し、簡略後（造語）は使わない。

(ウ) 保育日誌を役立てる

- a 月案を立てるときに、読み返すことが望ましい。
- b 他の人が日誌を読んで、学んだり、子どもの様子を知ったり、担任の思いを知ることができる。
- c 読み返すことで、個人や子どもたちの様子を考える。
- d 児童票記入のときに、参考にする。

(3) 自己評価

三鷹市においては、作成されたガイドラインを基礎とした自己評価システムの構築は今後の課題である。さらに、自己評価は、保育園におけるリスクマネジメントと一体になって進められることが必要になっていることから、保育園におけるリスクマネジメント体制の整備も各園において進められている。

ア 保育園の自己評価

保育園は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育園の保育の内容等について、利用者、他機関などからの評価を受け、自ら評価も行い、その結果を公表するように努めなければならない。

(7) 利用者・職員の満足度調査

保育園における保育サービスが、サービス提供側の思い込みや自己満足であっては良いサービスとは言えない。そこで相関している利用者の満足度調査を実施する必要がある。

利用者満足度調査については、民間委託した保育園においては契約の更新にあたって毎年度実施、公設公営園に関しては年度ごとに順番に

実施しているところである。また公設公営園では、各園でアンケートを実施している。

(イ) 第三者評価

第三者評価は、平成 14 年にスタートした。“社会福祉事業の経営者は自ら提供するサービスの質の評価を行うことなどにより常に福祉サービスを受ける側の立場にたって、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない。国は社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を講ずるように努めなければならない”と規定されている。

第三者評価の意義の第一は、第三者評価を受ける事前の自己評価に職員一人ひとりが主体的に参画することで、職員の意識改革と協働性を高めることにつながることに、第二は、第三者評価結果を利用者（保護者）へ報告し、利用者との協働体制を構築することにあるといえる。

イ 保育士等の自己評価

保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

ウ 保育士等による自己評価に当たって留意する事項

(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮する。

(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育園全体の保育の内容に関する認識を深める。

第2章 保育の内容

現状と課題の認識の上に、保育を実践するのであるが、同じ三鷹市の中であっても地理的環境や、在園する子ども、保護者は異なっている。地域性をしっかりと分析し、その園の現状を把握した上で保育に取り組まなければならない。そして、保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するために各保育園の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的、計画的に構成され、保育園の生活の全体を通して総合的に展開されるようにする。

1 取り組み

(1) 健康づくりを支える保育

- ア 安全で安心できる給食を提供する。
- イ 望ましい生活リズムを考える。(子どもの24時間を見る)
- ウ 戸外あそび、散歩を日課にする。
- エ 歩く距離を計画し、実行する。(各園毎の「お散歩マップ」の活用)
- オ 交通ルールを身につける。(日常的に、交通安全指導を受ける)
- カ 健康教育を計画的に行う。

(2) 人と関わる力と思いやりを育む保育

- ア 一人あそびを見守る。
- イ 大好きな友だちをつくる。(じっくり遊べる環境、見守り、展開への援助)
- ウ 仲間と集団で遊ぶ。(ごっこあそび、砂場あそび、ルールのあるあそび等)
- エ 異年齢で交流する。(異年齢で自由に遊べる環境、異年齢構成による散歩や合同リズムあそび等の意図的交流)
- オ 地域の子どもと交流する。(地域開放事業、他園訪問や他園との交流)
- カ 世代間交流を行う。(小中学生の体験学習やボランティアの受け入れ、高齢者との交流)
- キ インクルーシブ保育を実践する。(障がいの有無に関わらず、どのような背景を持つ子どもであっても、分け隔てなく一緒に保育する事。)
- ク 話を聞く楽しさ、話を聞いてもらう喜びを十分経験する。

(3) 豊かな感性と表現力を育てる保育

- ア 自然物や、四季の自然に触れる、見る、聞く。
- イ 質の良い音楽、絵、物語、表現活動を提供する。
- ウ 子どもの発見や感動を共有し、様々に表現できるよう後押しする。
- エ 描いたり、作ったりできる多種類の素材を豊富に用意しておく。
- オ 子どもの気持ちが開放され、活動できるよう、環境や時間に配慮する。

(4) 意欲的な行動を支える保育

ア 制限、約束事（決まり）は最小限にとどめる。

イ 否定語は危険回避のときの時のみ、肯定語からの保育を行う。

仲間や低年齢児から信頼される、認められる、尊敬される、感謝されるなどの経験ができる機会を持てるようにする。

(5) 自然に親しみ地域社会と交流する保育

ア 地域の自然環境、自然現象に気づき、親しみ、愛着を持つ。

（園庭のアリやダンゴ虫、夏の木陰、散歩コースの草花や畑の作物、鳥やおたまじゃくしやカモなどの生物・・・豊かな自然を取り込んだ保育）

イ 散歩、近隣農家や高齢者施設などとの交流を通し、地域を身近に感じる。

2 養護と教育

「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。

(1) ねらい

子どもが、保育園において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えたものである。

(2) 内容

「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。（以上2は、保育所保育指針参照）

各年齢ごとの「ねらい」及び「内容」については、保育所保育指針第2章を参照する。

3 保育の環境

保育環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには、自然や社会の事象などがある。子どもたち一人ひとりの興味関心を具体化、発展させるための環境作りが大切である。長時間生活する子どもたちにとっても安定して過ごせる環境を考えていく。

(1) 人的環境

子どもは、身体的にも精神的にも未熟な状態で生まれ、大人に保護され、養育される。その際、大人と子どもの相互作用が十分に行われることによって、将来に向けて望ましい発育・発達を続け、社会生活に望ましい習慣態度を身につけることができる。

中でも重要なことは、人への愛情・信頼感と自己の主体性を形成することであり、それは、愛情豊かで思慮深い大人の保護・世話などの活動を通じた、大人と子どもの相互関係の中で培われる。さらに、幼児期には、仲間と十分に関わって展開する生活が、望ましい発達のために必要である。同年齢、異年齢の集団での経験が人権を大切にすることを育て、主体・協同の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。保育園として、子どもの主体性と保育者の指導性が統一された保育の構築を目指さなければならない。

ア 大人と子ども

愛着関係（アタッチメント）の形成

小さな子どもが、怖がったり不安になったり、ネガティブな感情を経験した時に、その状況を適度にやわらげ、体や心の状態を一定の健康な状態に保つことができるように、受容的・応答的なかわりの中で信頼感を育むことが大切である。

子どもは、「アタッチメント」を通して、特定の大人から崩れた心身の状態を立て直してもらう中で、自分はこの人から守ってもらえる、大切にしてもらえるとこの感覚を心の根っこの部分に築く。これを基にして、情緒が安定し、自分の周りに興味・関心を向けていくことができる。

保育士は、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人ひとりに応じた適切な支援を行い、子どもとの間に信頼関係を築くようにしていく。

イ 子どもと子どもの間で

(ア) 友だちと自我

自分の活動範囲を広げ、自発的にさまざまなことに挑戦し、十分に自我が育つようにしていくことが大切である。

そして、友だちとの関わりを深め、お互いに思いを主張し、折り合いをつける体験をする中で、自分の気持ちを調整する力が育つようにしていく。

(イ) 異年齢交流

異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人ひとりの子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるようにしていく。

ウ あそびの内容

『三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラム』参照

(2) 物的環境

保育園は、子ども自らが環境に関わり、活動が豊かに展開される場である。そのため保育施設は、集団生活が子どものストレスにならない広さを持ち、遊具・用具その他の素材などを整え、それらが十分に活用されるよう配慮する。

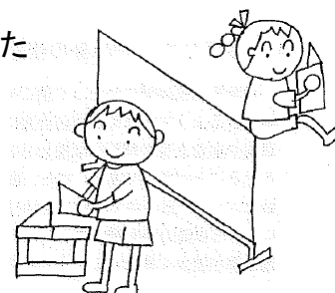
採光、換気、保温、清潔など環境保健の向上に十分に努め、特に、危険の防止と災害時における安全の確保に十分配慮する。また、午睡・休息が必要に応じて行えるようにする。保育室は、子どもにとって、家庭的な親しみとくつろぎの場所となると共に、いきいきと活動できる場となるように配慮する。

ア 保育室

受け入れ室と保育室を分け、保育室は遊び、食事、睡眠などの多様なコーナーを設けることが望ましい。棚やついたてを利用し、子どもの動線を考え、視線をさえぎり静かで落ち着いたコーナーづくりをすることで身体的、精神的機能が育つ空間となるようにする。

そして、棚やついたての高さは、大人が座った状態で部屋の中を見渡せるものにするなど保育士が安全に配慮できるようにする。

畳、敷物、布などを利用し、多様な平面を作りコーナーを分ける工夫をすると良い。



イ 遊具

巧技台やろくぼく、階段滑り台などの運動遊具は、組み合わせにより、年齢や発達に即した多目的な利用の仕方ができる。そして、子どもが安全に遊ぶために衝撃を吸収するマットなどを準備し、遊具の配置の仕方を考える。また、玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、あそびを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫していく。また、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして、自由に遊べるようにする。

(3) 自然や社会事象

自然や社会事象を取り入れた環境をつくることに配慮し、子どもの関心を高めて、直接的、具体的体験の充実を大切にしていく。そして、散歩等の体験を通して、子どもの好奇心や探究心を育つようにしていく。

(4) 長時間保育における環境

三鷹市でも保護者の労働形態の変容により長時間保育を必要とする子どもたちが増加している。保育園は、子どもが長時間生活する「温かなくつろぎの場」であるとともに、「生き生きと活動できる場」となるよう環境を構成することが必要である。保育所保育指針でも長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の連携、家庭との連携などを指導計画に位置付けることとされている。

ア 生活リズムや心身の状態への配慮

保育園で長時間にわたって過ごす子どもについては、特に心身の健やかな発達を保障できるような様々な配慮が必要になる。延長保育は家庭的でゆったりとくつろげる環境や保育士等の個別的な関わりなど、子どもが負担なく落ち着いて過ごせるよう心がけることが重要である。また、通常的时间帯における保育との関連やバランスを視野に入れ、一日の中で気持ちを切り替えられるよう配慮することも大切である。さらに、夕方以降の時間帯においては、一日の疲れや保護者を待つ気持ちを受け止め、保育士などが温かく関わることが求められている。

イ 家庭との連携

長時間にわたる保育においては、とりわけ家庭との密接な連携が必要となる。保護者の状況を理解し心身の状態に配慮しながら、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝えあい、子どもの思いや一日の全体像について理解を共有することが重要である。子どもが保育園において安心して充実した毎日を過ごせることは、保護者にとって大きな支えとなり、保育園に対する信頼感へとつながる。

ウ 職員の連携

保育時間の長い子どもの保育では、職員の勤務体制により一日の中で複数の職員が担当することになる。引き継ぎの際には職員間での正確な情報の伝達を心がけ、すべての職員が協力して、子どもや保護者が不安を抱く事のないよう十分に配慮しながら関わっていくことが必要である。又、指導計画の作成とその実践においても職員が保育のねらいや内容等について理解を共有して取り組むことが重要である。

4 小学校との連携

近年、子どもたちの中には、集団行動がとれない、授業中に座っていない、人の話が聞けない等の姿が多く、多くの学校で見られるようになり、「小

ープロブレム」といわれる現象は、三鷹市でも例外ではない。家庭、地域、小学校や幼稚園、保育園における課題が指摘されているところである。

三鷹市立保育園では、各園共通の『そつえんまでに』の冊子を作り、年長児の保護者に説明や配布をし、園と家庭とで課題意識を持って取り組みをしている。今後も、就学を見据えた育ちの積み重ねができるよう、乳児の時期から『三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラム』や全体的な計画、各年齢の指導計画の中にも意識し、保育を行うことが大切である。

また、保育指針においては、就学に際し子どもの育ちを支えるための資料「保育所児童保育要録」として小学校へ送付することが義務付けられた。

(1) 連携において前提とすべきこと

子どもの生活と発展は、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続している。あそびや生活の中で積み重ねられてきた子どもの様々な側面の育ちが、小学校以降の生活やあそびの基盤となってくる。

ア 乳幼児期を基盤とする生涯発達という観点を持って、保育園での育ちがそれ以降の生活や学びへとつながっていくような保育の内容の工夫を図り指導計画を立てること。

イ 保育の中で創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎が培われるよう毎日の生活やあそびを充実させること。

(2) 小学校との連携の在り方

保育園での保育において育まれた資質の能力を踏まえて、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換会や合同の研究の機会などを設け「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育園での保育と小学校での教育との円滑な接続を図るよう努めることが大切である。

ア 子どもに対する事業

学校体験 小学校生徒との異年齢交流 給食体験

イ 保護者に対する事業

学校生活説明会

ウ 教諭 保育士に対する事業

研修会 学童保育所との交流 幼保小連携地区連絡会

第3章 健康及び安全

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を養う極めて大切な時期であり、保育園は子どもたちが日中の生活時間の大半を過ごす場である。家庭や地域社会とも連携をとり、子どもが健康で情緒の安定した生活ができる環境を維持する。また、健全な心身の発達をはかり、豊かな人間性をもった子どもに育成することが重要となる。そして、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ア 子どもの健康状態の把握

入園健診や定期健康診断時に、予防接種の有無、病歴、体質などを把握する。

発育・発達などについて気になる場合は、保護者と情報の共有を行う。また、嘱託医による定期健康診断の際に相談をしたり、乳幼児健診時に総合保健センターや子ども発達支援センターとも連携をとる。

イ 保護者との連携を密にする

子どもの健康状態の把握のためには、保護者からの情報は欠かせない。送迎時に保護者の話を聞く、また連絡帳などを介して情報を得ていく。保護者が何か心配事があれば聞いてもらえる、相談してもいいと思える信頼関係をつくるように努め、連携をとっていく。

ウ 子育て支援を必要とする保護者

職員は三鷹市における子育て支援体制や具体的な活動を十分知っておく。子育てに不安を持っている親や虐待が疑われる親などを、総合保健センター、子ども家庭支援センターなどと連携をとり、適切な対応をする。

(2) 健康の増進

ア 子どもの体調管理

一人ひとりの子どもの生活リズムや食習慣などを把握するとともに、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助をする。睡眠、食事、あそびなど一日の生活の流れを整え、日常的なあそびや運動あそびなどを通して体力づくりを行っていく。また、健康の維持増進には食生活が極めて重要である。栄養士と連携をとりながら、適切な食生活を身に付けられるようにする。

イ 健康診断の実施

子どもの心身の健康状態や疾病などの把握のために、嘱託医の定期健康

診断や各科健診を行い、その結果を記録する。また、その結果を子どもの健康管理に活用するとともに、保護者に適時連絡し、必要に応じて医療機関の受診を促す。

ウ 健康教育

子どもが自分の体や健康に関心を持ち、身体機能を高めていくことが大切である。特に手洗いやうがい、歯磨き、衣服の調節、バランスのとれた食事、睡眠と休息を十分にとるなどの生活習慣が身につくよう毎日の生活を通して丁寧に繰り返し伝え、子ども自らが気づいて行えるよう援助する。そのためには、子どもの年齢や発達過程に応じた健康教育を計画的に実施する事が重要である。

(3) 疾病などへの対応

ア 疾病・怪我について

保育中に体調不良や傷害が発生した場合は、その子どもの状態により保護者に連絡し、必要に応じて嘱託医に相談する。

イ 感染症とその他の疾病の発生予防

免疫力が弱い乳幼児が集団生活をする限り、感染症を完全に防ぐことは難しい。保育園の感染症対策は、発生予防と拡大を防ぐことが目標である。園で流行しやすい感染症の特徴を知り、その発症の兆候を見逃さないことが重要になる。

また、学校等欠席者・感染症情報システム（保育園感染症サーベイランスを含む）を活用し、地域の流行状況を職員・保護者に知らせ情報の共有を行う。必要に応じ、嘱託医、主管課、保健所などと連絡を取る。（感染症マニュアル参照）

また、その他の疾病については、日々の健康観察を行い、子どもの体調不良や疾病が疑われる場合は、職員や保護者と情報を共有し早期対応を行う。

ウ アレルギー疾患児への対応

生活環境の変化とともに、食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎などのアレルギー疾患が近年増加傾向にある。アレルギー疾患を持つ園児の保育については、保護者と連携し、嘱託医や主治医の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う。

2 環境及び衛生管理並びに安全管理

子どもたちが毎日を健康で過ごせるように、清潔で安全な環境を整えることが大切である。

(1) 施設的环境整備

ア 環境整備

エアコンなどを適切に利用し、室温、湿度を調節するとともに、換気を行うことが必要である。

また採光、音などにも十分配慮し子どもたちの心身の健康と情緒の安定が図られるよう環境を整える。（「安全保育」Ⅰ環境整備 参照）

イ 衛生管理

乳幼児は、容易に病気や感染症に罹りやすいので、日頃から清掃、消毒などに関するマニュアルを活用し遵守する。その際は、手指の消毒など、衛生に注意し、食中毒などをおこさないように努める。

（感染症危機管理マニュアル 参照）

(2) 事故防止及び安全対策

ア 乳幼児は、判断力や安全に対する認識が未熟なために、行動には多くの危険が潜んでいる。職員は子ども一人ひとりの発育過程を把握するとともに、健全な成長を促す環境を整備し、いつでも事故が起こる可能性があることを念頭において、怪我や事故を未然に防ぐことに取組まなければならない。

イ 特に以下の(ア)～(ウ)の場面については、重大事故が発生しやすいため、注意事項を踏まえ対応をする。

(ア) 睡眠中

睡眠中は、窒息や誤飲、怪我などの事故を未然に防ぐために、室温や湿度などを適切な状態に保ち、保育者は常に子どものそばにいて、安全な睡眠環境を維持できるように配慮する。

睡眠時は、定期的に子どもの睡眠状態を確認し、重大事故の予防に努める。また、0歳児クラスは5分おき、1～2歳児クラスは10分おきに、呼吸、体位、顔色などの睡眠時の状況を「睡眠チェック表」に記録する。幼児クラスにおいても適宜行う。

(イ) プール活動・水遊び

監視体制の空白が生じないように、役割分担を明確にし、監視を行う者と実際にプールに入って指導などを行う者を分けて配置する。

(ウ) 食事中

職員は、子どもの年齢月齢にかかわらず、普段食べている食材も窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。

また、子どもの食事の摂取状況や食べ方について職員で共有する。

ウ 重大事故が園内で起きた場合には、その場に居合わせた子どもの精神

保健面における対応に留意すること。

3 職員の健康管理

職員は、適時健康診断や予防接種を受け、健康管理に努める。また、清潔な服装及び手指などの衛生に留意し、感染予防を心掛ける。

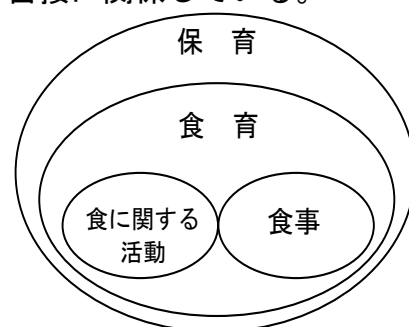
職員自身が感染源にならないためにも、自分の健康は自分で管理するという自覚を一人ひとりがもち、必要に応じて医療機関を受診するなど早期対応を行う。
(感染症危機管理マニュアル IV職員の衛生管理 参照)

4 食育

乳幼児期の食育とは、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とするものである。保育園における食育は保育の一環であり、保育園の食事は食育の一環として位置づけられている。

食べることは生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係している。

また、食事は空腹を満たすだけでなく人間的な信頼関係の基礎をつくる営みでもある。子どもは身近な大人からの援助を受け、他の子どもとの関わりを通して、楽しく食べる。子どもが自らの感覚や体験を通じ、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、食に関わる保育環境に考慮し、豊かな食の体験を積み重ねることが大切である。



保育の中の食育の位置づけ

(1) 食育計画

保育全体の計画に基づき、乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた社会性の形成など心身の健全育成を図り、発育・発達過程に応じた食に関する取り組みができるように作成する。また、その評価及び改善に努める。

食育は具体的な活動を通して心情、意欲、態度を培うことをねらいにし、生活とあそびの中で意欲をもって食に関わる経験を積み重ねるようにする。

「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」には保育園における食育の目標の実現に向け、期待する子どもの育ちの姿として以下の5つの子ども像をあげている。

「食を営む力の基礎」として育てたい姿・・・5つの子ども像

- ①お腹がすくリズムのもてる子ども
- ②食いたいもの、好きなものが増える子ども
- ③一緒に食いたい人がいる子ども
- ④食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤食べものを話題にする子ども

「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」より

食育の実施にあたっては、目指す5つの子ども像を念頭に置きながら家庭や地域社会との連携も図り全職員がその有する専門性を活かしながら、共に進めることが重要である。(食育計画 参照)

(2) 保育園の食事

ア 乳幼児期の心と体を育てるための食事

乳幼児期は心身の発育・発達の個人差が著しい。子どもの個性や特徴を捉え、望ましい食習慣、栄養・衛生に関する知識を伝え、心身の健康保持増進に向け、家庭や地域社会への食生活改善にも重要な役割も果たしている。

保育園における食事は、個々の栄養摂取や摂食行動に応じた食事の提供が必要である。特に離乳食は、家庭と密に連携をとりながら進める。

(栄養士の手引き 離乳食のすすめ方 参照)

イ 栄養管理

個々の子どもの性別、年齢、体格、生活環境などを把握・評価し必要な給与栄養量が提供できる献立を作成する。

ウ 食習慣の形成

望ましい食事態度(マナー)、食事に関する衛生観念を養う。

季節の食品・地産地消・日本の伝統食を伝え豊かな食経験ができるようにする。

エ 食物アレルギー

一人ひとりの子どもの心身の機能に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力のもとに適切に対応する。

近年、食物アレルギー疾患のある子どもも増加傾向にあり、アレルギーを引き起こす食材の種類は多岐に渡っていると同時に重症度も高くなっているため、危機意識を持った対応が必要である

(市立保育園における食物アレルギー対応マニュアル 参照)

オ 食品の安全

(ア) 添加物・農薬・遺伝子組み換え食品など

添加物・農薬・遺伝子組み換え食品は可能な限り避け、安全な食品を使用する。(安心して供食できる給食材料を選ぶために 参照)

(イ) 異物混入

安心して食事を提供できるように、食材、調理環境の管理点検を行い、事故発生防止に努める。

カ 衛生管理

乳幼児期は免疫機能が未熟であるため、細菌に対する抵抗力が非常に弱い。調乳や調理過程においては衛生面に十分配慮し、食品の取り扱いに注

意する。

(衛生の手引き 食品の取り扱い 保育園における冷凍母乳実施上の留意事項 参照)

キ 危機管理

(ア) 誤嚥^{ごえん}

食べ物による窒息事故(誤嚥^{ごえん})のリスクを低減させるため、事故の実態や要因を正しく理解し、万が一事故が発生した時には迅速に対応できるように対処方法を考えておく。誤嚥につながらないような摂食指導はもちろんのこと、家庭への働きかけなど連携をとる。

(食品の取り扱い 参照)

(イ) 食中毒対応

下痢、腹痛、嘔吐の症状を訴える子が多い場合は、食中毒等が考えられるため、嘱託医や主管課と連携を取りながら、状況を判断し、適切に対応する。(危機管理マニュアル 参照)

(ウ) 非常災害時対応

保育中に地震が発生した場合は、調理作業は中止し、職員と調理室内の安全を確保する。三鷹市危機管理マニュアルを基に、今後の対応を決定していく。(危機管理マニュアル 参照)

(3) 保護者や地域との関わり

保育園の機能を活かした情報の提供や助言など保護者の子育て支援に努める。

食育は、家庭や地域社会と連携のもと、地域の自然・人財・施設などを積極的に活用し、子どもが豊かな食の体験ができるように工夫する。

また、食に関する活動や食事の様子を家庭に伝えていくことで、家庭での食育の関心を高めていくことにつながる。

(4) 在宅子育て支援

保育園の持つ機能や専門性を活用し、情報の提供・相談や援助・交流の場などの役割がある。地域の子育て施設や保護者の「食」への意識が高まるように食の大切さを伝え支援していく。

5 災害への備え

(1) 地震・災害時の対応

地震や災害が発生した場合、最優先されるべき事項は、子どもの安全確保である。最後の一人を保護者に引き渡すまで責任を持って対応する。勤務する職員が少ない朝・夕の当番体制の時間帯や土曜日においては嘱託員・臨時職員と連携し対応する。災害発生時は、引き取りに関する連絡や、園児と保護者の安否確認など情報収集と保護者への適切・迅速な情報提供を行うため、

災害時保育園メールを配信する。

ア 安全な保育のために

全園に配布されている三鷹市立保育園危機管理マニュアルに基づき災害発生に備える。

イ 消防隊の編成と避難訓練

それぞれの保育園では園長を隊長とする自衛消防隊が編成されている。年度当初に職員全体で確認し、各自が所属する班（情報連絡・避難誘導・消火・防護安全・救護・搬出）の任務を理解し、毎月の避難訓練を通して速やかに行動できるようにしておく。

ウ 災害時の対応

発生時には、市の災害対策本部の指揮下に入ると共に、地域の関係機関と連携を図り必要な協力が得られるようにする。

食料と飲料水は、各保育園に保存されている3食3日分の非常食で対応する。

6 不審者への対応

外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備える。

- (1) 不審者の立ち入りなど緊急時に備えて緊急時の対応を職員間で共有しておく（合言葉、園長をはじめ職員への伝達、園児への注意喚起、園児の安全確保、避難誘導ほか）
- (2) 事由が起きた時は不審者及び侵入者を発見した職員や察知した職員は、侵入者への対応・他の職員への周知・子どもの退避・警察への通報・主管課への連絡係に分かれ迅速な対応を心がける。

第4章 子育て支援

保育園の専門性を生かした子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現するという点において特に重要である。保育所保育指針第4章1、保育所における子育て支援に関する基本事項に留意して、職員間の連携を図り家庭と連携しながら積極的に取り組むことが求められている。

(『保育所保育指針』第4章 子育て支援 1、保育所における子育て支援に関する基本事項 参照)

1 保育園を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 子育て支援の基本姿勢

ア 保育園と保護者との相互関係

保育園も家庭も、子どもにとって大切な生活の場であることを踏まえながら子どもの成長に向き合うという姿勢が必要である。家庭での養育が十分でないことが心配される場合も、保護者を責めるのではなく、家庭での様子や養育方針等を丁寧に傾聴し、理解したうえで必要な支援を行うことが求められる。

子どもの生活は家庭から保育園へ、保育園から家庭へと連続しており、子どもの生活を24時間で捉えることは、子どものすこやかな成長に欠かせない。保育園は、家庭との連携を基本としていくことを常に明瞭にし、入園時にもそのことを保護者に伝えておく必要がある。

イ 保護者との関係を築き、子育て力の向上を目指した支援

保護者との信頼関係は日々コミュニケーションをとることでお互いを理解し、作られる。特に入園当初は大切なスタートの時期であり、より丁寧な対応を心掛けたい。保育士は保育や子育てに関する知識を活かして子育てを応援し、子育ての喜びを保護者と共に分かち合う経験を重ねていくことが大切である。そのために、保育士自身が人と関わる力を高め、様々な価値観を受け入れる力を身に付けることが必要とされる。そして保護者との信頼関係を築きながら保護者の子育て力の向上をめざし、地域社会に関係を広げていけるように支援していくことが求められている。

ウ 保護者を尊重し支える

保護者に子育ての悩みを相談されたときには、具体的にどんなことか丁寧に聞き取り、保護者自身が問題点に気づくように一緒に考えていく姿勢が大切である。時には励まし、子どもの変化や育ちを伝えることで保護者は子どもの成長を感じ、子育ての喜びや充実感を感じられるのである。保護者に対する子育て支援において保育士の役割は、保護者が子育ての様々

な問題を自分で解決していくための方法を導き出せるよう支えていくことである。



(2) 保護者との相互理解

ア 保護者対応の基本

保護者は、子育ての困難さや喜びを保育士と一緒に分かち合いたいと思っている。そのことを私たちは十分自覚しながら、相互信頼に基づき、共に育て共に育ち合うあたたかい関係を築くことが大切である。良い関係づくりのためには、一人ひとりの保護者に合った対応をしなければならない。

イ 説明責任

家庭との適切な連携を図り、保育を行っていくためには、日々の保育のねらいを保護者に説明する努力が必要であり、保護者が保育の方針やねらいについて理解していることが望まれる。そのためには、保育方針や保育目標、全体的な計画の内容を保護者に知らせる機会を持つことが必要とされる。

どのようなねらいで日々の保育や環境づくりが行われているかについて、入園前の見学や入園説明会、日々の対話や連絡ノート、保護者会、保育参加、面談、その他の行事などの機会をとらえ保護者が理解しやすい形で情報を伝えていくことが必要である。

ウ 日々のコミュニケーション

連絡ノート、送迎時の対話、園内の掲示などで、保育の内容や子どもの様子などを知らせることは、保護者の支援と深くつながっている。日々の活動や子どもの言動に関する小さな報告をする場合であっても、子育てに対する保護者の自信や意欲を高めることにつながる伝え方を工夫することが望まれる。特に、一人ひとりの子どもの発達を見守る専門家としての視点から子どもの気持ちや、行動の理解の仕方、心身の成長の姿などを知らせることは、保護者を励まし子どもへの理解を助けるという意味で、重要な支援と考えられる。

エ 相談・助言

保護者から直接相談、助言を求められたときに限らず、送迎時の対話、連絡ノートの意見や要望、苦情の内容などから、必要があると判断される場合は、相談、助言のための面談の機会を積極的に設けることが望まれる。担当の保育士がすべて対応するのではなく、内容によっては、園長(施設長)、副園長、看護職、栄養士などが対応する必要がある。

保護者の様々な疑問、要望などに対して、相談を受ける職員はまず傾聴することを基本とする。保護者の心情をとらえながら理解し、共感したうえで説明、助言などを行い、その中で保護者自身が納得や解決に至ることができるように支援することが大切である。また、他の専門機関との連携を密にし、必要に応じて紹介、情報提供などを行う。

(3) 日常の保育の中での連携

ア 日頃からの関係づくり

保育園と家庭は子育てのパートナーである。わかりあい信頼しあう関係は、日々の積み重ねから作られる。一日の出会いと別れに、思いのこもった一言をとどけられるように丁寧な対応を心がける。

イ 朝の受け入れ

一日の始まりは登園時の挨拶から始まる。

朝の気持ちのいい挨拶を、子どもや保護者とも交わし合うことが大切である。保護者が安心して仕事に向かうのを見送り、そして、子どもが少しずつ好きなあそびや友だちに気持ちを移していけるよう援助する。

ウ 健康観察

健康観察は子どもの健康状態を観察し、病気や異変のサインをいち早くキャッチするために行うものである。登園時に、熱の有無を把握したり、顔色や機嫌、表情や動きなどを丁寧にみることから始める。保護者に対しては「おはようございます。何か体調に変わりはありませんか？」などと、子どもの様子を聞きとる。

エ 降園時の対応

保育士の気持ちのこもったことばは、迎えに来た保護者の安心感につながる。できるだけ子どもの様子を一人ひとりの保護者へ伝えるよう心掛ける。また、保育中のけがや傷、子どもの体調の変化については、連絡を忘れてはいけない。いつ、どこで、どのようにして起きたか、その際にどんな処置をしたか、丁寧に説明する。そして現在の子どもの状態も伝え、不安が残らないような対応を心がける。

オ 連絡ノート

家庭と保育園を毎日往復し、相互の様子を伝え合うものとして連絡ノートがある。朝夕の登降園の際に保護者と会えなくても、ノートで連絡したい事柄を伝えることができ、話すのが苦手な保護者ともノートを通して、相談を受け、連携をとることができる。ただし、文章で表現することが難しい場合や、誤解を招く心配のある事項については、口頭で伝えるようにする。

カ 連絡表

毎日のクラスの活動内容や連絡事項など保護者に知らせたいことを記載する。その日の活動全体の様子が分かりやすく書かれていることが望ましい。

キ 園だより

毎月の保育のねらいや、子どもたちの様子を伝える。保護者は自分の子どものクラスの様子以外に、他のクラスの様子も知ることができる。伝わりやすくするために写真を入れるなど内容を工夫する。また、子育てに関する情報をタイムリーに提供し、保護者と共有できるようにする。

ク 行事を通しての関係づくり

保育園の行事に対して保護者の期待は大きい。内容の充実を図り、参加してよかった、と思われるものにしたい。それぞれの行事のねらいを明確にし、取り組みの過程と共に保護者に伝えることも大切である。特に運動会や子ども会(子どもが劇やうたを発表する会)のような、保護者参加の園行事においては、職員のチームワークの良さも保護者からの信頼につながるので、職員全員で話し合い、連携して取り組むことが重要である。

ケ 保護者会・懇談会

保護者会、懇談会は、保護者にかわって日中子どもの保育にあたる保育士と保護者が相互理解を深め、子どもの成長を支えあうパートナーとしての信頼関係を築く場である。また、同じ年齢の子どもを持つ保護者同士が子育ての大変さや喜びを共有できる良い機会でもある。日々生活している保育園と家庭が、相互の様子を伝え合い、子どもを再発見し、これからの保育に生かしていくものとして捉える。また、クラス担任の保育への姿勢、信条を伝え、保護者に理解してもらうことも大切である。

コ 個人面談

個人面談は、子どもの家庭での姿や保育園での様子を互いに伝え合い、その子らしく育つように支援の手だてを話し合う機会である。面談の中で、保護者自身の悩みや、育児相談が投げかけられることも多く、保護者を支援する目的も併せ持っている。

サ 保育参観・保育参加

保育園でのありのままの子どもの姿を見てもらい、保護者との連携をはかることを目的とする。また、保護者に直接意見を聞き、保育に活かすことが出来る。保育園(集団)だからこそ体験できることへの共感と理解を得、子どもたちの成長を保護者同士、保護者と保育士が協力して支え合う機会にする。保護者が実際に子どもと関わり保育に参加することで、一日の流れを理解し、保育士と子どもとのやりとりを見て安心し、家庭での子育てのヒントを見出すことができる。その際、保護者に見てもらいたいポイントを伝えておくが良い。

(例) 家庭と保育園での様子の違いはどうか。

保育士と子どもの関わり方、友だちとの関わりはどうか、など。

(4) 子どもに発達上の課題がある場合の保護者支援

子どもに発達上の課題がある場合は、保護者の不安を受け止めながら、必要に応じて専門機関につなぎ、客観的な判断を仰ぐことが大切である。また、子ども発達支援センターを中心にした三鷹市子ども家庭支援ネットワークとの連携が望まれる。

巡回発達相談を利用する場合は、保護者の承諾が必要となり、慎重に対応する。その他の方法としては医療機関との連携や園医への相談もある。どのようなケースにおいても、保育園の職員と保護者が十分に話し合い、支援の方法を一緒に考えていくことが大切である。

2 地域の保護者等に対する子育て支援

地域子育て支援機能を担う保育園に勤務する専門職として、保育園職員には大きな期待が寄せられている。支援対象は、連携保育園・ファミリーサポート援助会員なども含まれる。国家資格者としての保育士には、他の福祉専門職と同じく守秘義務が課せられ、従来よりも複雑化、深刻化した家庭問題に立ち入ることも求められている。ゆえに、地域の保護者の悩み、子どもの発達上の問題をいち早く支援へとつなげる調整能力、仲介能力が必要とされる。また、保育士だけではなく栄養士、調理員、看護職などの専門職員がその専門性を基盤として子育て支援に関わることが重要である。

(1) 地域の子育て支援は保育園の役割

少子化が進む中で、“赤ちゃんに触れるのは、我が子がはじめて”ということが当たり前になり、子育ては、マニュアルのない大変苦勞の多い仕事と認識されるようになった。そして、様々な要因が重なり、自信が持てなかったり、不安を感じたりしながらの子育ても多くなった。

育児不安を抱えながらの子育ては、子ども自身の育ちに影響を与えること

が心配される。保育園が施設を開放し、保育園職員の専門知識、経験、技術などを地域の在宅子育て家庭に提供していくことは、保護者とその子どもの育ちを支えることになる。

(2) 三鷹市の保育園地域開放事業

三鷹市はいち早く育児相談事業に取り組んできた。「すくすく保育相談」の中で他機関との連携の必要性に着目し、その後「三鷹市子ども家庭支援ネットワーク」が構築された。

相談事業に続いて開始した事業に、保育園での園庭開放、身体測定、図書の貸出し、招待事業などがある。現在これらの活動は、地域開放事業として各園の状況にあわせて実施されている事が多い。

(資料1 地域開放事業の例参照)

この事業は利用者数も増加し、中には、継続的に利用している親子もいる。その後、地域開放事業はすくすくひろばなどの開設につながった。

現在は子育てインフォメーション、出前型地域開放事業、プレパパ、プレママ散歩、一時保育で、地域の子育てを支援している。また、次世代育成支援の観点からは、将来に向けて地域の子育て力の向上につながるように、中学生職場体験、インターンシップ、ボランティアの受け入れを行っている。さらに、ファミリーサポート援助会員養成講座での講習、子育て支援員実習の協力等を通じて、地域の子育て力向上の役割も担っている。

(3) 子育て支援事業の発展の為の基本的態度と考え方

地域の子育て支援事業を進める上で必要なのは、安心して利用できる環境が整っているかどうかということである。まず何よりも職員が子育て支援の役割の重要性を認識し、保護者が安心して気持ちよく利用できるような雰囲気作りをしていくことが大切である。相談したいことがあっても、相談しにくい雰囲気があれば切り出せなくなってしまうこともある。また、本質を見抜く力も必要となる。子どもの虐待を防止するためには、子育て不安の段階での関係諸機関の支援が不可欠であり、子どもたちと直接かかわる現場職員の「気づき」が虐待の早期発見の重要ポイントとなる。

保育園だけで対応が難しい場合は、他の専門機関と連携をとることが大切である。市の子育て相談業務の拠点として、平成14年4月に開設された子ども家庭支援センターのびのびひろばと連携をとり、「三鷹市子ども家庭支援ネットワーク」での対応を考えていくことが適切である。

(資料2 三鷹市子ども家庭支援ネットワーク図参照)

(4) 保育園の地域開放事業の今後に向けて

三鷹市では、「三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の中で「未来への投資を効率的に行うことで、すべての子育て家庭を支援し、※ライフワ

ークバランスの実現を図る」という目標を掲げている。また、保育園は在宅子育て支援として地域に子育ての情報を発信し、地域と一体となり子育て支援事業の拡充に今後も取り組んでいくことが大切である。

(5) 地域ネットワークにおける保育園の役割

保育園は、利用している家庭や子どもたちのみならず、地域の在宅子育て家庭や地域住民にとって重要な拠点であり、資源であることは言うまでもない。すでに三鷹市では、子ども家庭支援ネットワークを構築しており、そこで保育園の役割も十分に議論されている。特に、保育園の役割として大きなことは、利用者を通して地域の在宅子育て家庭の現状を正確に把握し、その中で認められた課題や新しい問題に対して、敏感に反応する“感性”“気づき”を持つことである。それが、虐待などの早期発見、早期対応に繋がっていく。

また、地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人、場、機関などと連携していくことが求められている。保育園では、次世代育成支援や世代間交流の観点から、小・中学校などの生徒の体験学習、職場体験や実習生の受け入れ、高齢者の方との交流を行うなど様々な事業が展開されている。また、一時的に家庭外(児童養護施設や乳児院など)で養育された子どもたちが、家庭復帰した際のアフターケアを担うところとしても期待されている。地域ネットワークの中での保育園は、子どもの養育を担う保護者や地域社会のコミュニティ施設であり、乳幼児の健全な育ちを保障するケア施設であることが求められている。

また、災害時などにおいては、保育園が被災者や地域の方々の生活を支える上で、重要な役割を担うこともある。地域の公的施設としての役割は、今日ますます求められている。

(6) 虐待を疑われる場合の対応

子どもの虐待は様々な背景要因が複雑に絡み合っ発生することが多く、個人や一つの機関での対応には限界があり、ネットワーク＝各機関の連携、協力が欠かせない。三鷹市では虐待を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため「三鷹市子ども家庭支援ネットワーク」を設置し、各機関との連携を最大限活かしながら子どもと家庭の支援を行っている。

ア 虐待発見の視点

虐待とは、養育者が何らかの行為を行うか、必要な養育を行わないためにおきた、子どもの健康障害のすべてを捉えている。また、虐待は子どもの権利侵害であると考えることができる。虐待なのか、しつけの一環なのか、その行為が多くの人にとって容認しがたい行為であるかどうかで判断し、親の意図とは関係なく、子どもの成長、発達に悪影響を及ぼすかどうか、常に子どもの立場で考えることが求められる。

虐待は子どもだけに向かうものではない。パートナー間であればドメスティックバイオレンス（DV）となる。しかし、DVの目撃が子どもにとって心理的な虐待になることもある。

送り迎えの時の親子の様子や、不審な外傷、成長発達の遅れ、問題行動などの後ろに虐待が潜んでいるのではないかなど、子どもと直接関わる職員の「気づき」が虐待の早期発見の重要なポイントとなる。

不適切な養育や虐待等の疑いのある子どもや気になる子どもを発見したときは、子ども家庭支援センターと連携を図り、早期に子どもの保護や保護者への対応にあたる必要がある。

イ 虐待の可能性のある子どもを発見したときの対応

速やかに対応するために、虐待の兆候に気づいた保育士は、その程度を問わずただちに園長に報告する。必要に応じて園長、保育士、保健担当などが連携し、『三鷹市子ども虐待防止対応マニュアル』に沿って迅速に対応する。

虐待を受けた疑いのある子への基本的な対応として大切なのは存在を許されているという安全感と安心感を持ってもらうことである。また、大人の気を引こうとしてわざと大人の感情を逆なでするような行動をとることもあるが、「行動はいけないことでもあなたの存在が大切であることに変わりはない」というメッセージを送るような対応を心がけることが大切である。

（『三鷹市子ども虐待防止対応マニュアル』 参照）

〔資料 1〕 地域開放事業の例

	具体的な活動	配慮点・準備品など
あそびましょ	<ul style="list-style-type: none"> 設定されたあそび ・ ボールプール ・ 砂水あそび ・ 色水あそび ・ 運動あそび ・ リズムあそび ・ 手作りおもちゃ ・ 水あそび 	<p>日時の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方が来園しやすい時間を設定する ・ 地域の方が過ごしやすい場所 ・ 座れる空間、入りやすい雰囲気 ・ 環境を整える(荷物の置き場所など) <p>保育園の一員である印象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来園者一人ひとりの名札 ・ 来園カード(来園したときに記入) <p>利用しやすいお知らせ方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用の仕方の明確化 ・ 予定の周知 <p>水あそび</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在園児と別のタライや場所を提供
行事への招待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 七夕 ・ 夏まつり ・ ミニ運動会 ・ クリスマス会 ・ 正月あそび ・ ひなまつり ・ 節分 ・ 誕生会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症など園の事情で招待できなくなった場合の連絡方法を決めておく和良好的。
世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 ・ 小・中・高生 ・ 地域の子ども ・ ボランティアなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や団体、学校などの担当者と連絡を取り合い行う。
身体測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身長体重測定 ・ 健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人カード(測定の記録)
試食会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 味付け、作り方、食べさせ方 ・ 栄養相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方が利用しやすい周知の方法 ・ 保護者が体験する ・ 来園者に対応する職員体制
保育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話や来園で在宅子育て家庭の相談を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月～金 AM 9:00～PM 4:30 くらいまで ・ 相談しやすい雰囲気づくり ・ 相談ケースにより関係機関と連携する
園庭開放	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭を利用し在園の子どもと共に遊ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる範囲で開放する ・ 食事時、午睡時など解放できない時間帯を明確にする
図書貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人への図書の貸し出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出期間を設ける
保育情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示板への掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園見学会のご案内、おもちゃの作り方、子どもの好きな絵本など保育情報の提供、離乳食レシピ、感染症の対応など専門的情報
地域開放事業のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の日程、内容等のお知らせを掲示させてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場所：園の地域化掲示板・三鷹市ホームページ、すくすくひろば、多世代交流センター、コミュニティーセンター、保健センターなど

第5章 職員の資質向上

1 保育園職員としての基本姿勢

保育園は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っている。また、子どもたちの豊かな人間性を培い、一人ひとりに応じた資質や能力を育み、生きる力の基礎を身に付けるように、発達段階に応じた保育が求められている。職員は自己評価に基づく課題等を踏まえ、日ごろから保育園内外の研修などを通して、一人ひとりの人間性や専門性を高めることが大切である。

(1) 求められる保育士の役割

- ア 子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長、発達を援助する。
- イ 子どもの経験や興味、関心を踏まえ、様々なあそびを豊かに展開する。
- ウ 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を援助する。
- エ 子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をする。
- オ 保育園内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を活かし、保育の環境を構成する。
- カ 保護者等への相談、助言に関する知識、技術を備え保護者との信頼関係を築く。
- キ 子育てに関する専門知識、経験、技術などを地域の子育て家庭に提供し、保護者と子どもの育ちを支援する。

(2) 求められる看護職の役割

- ア 保育園に勤務する専門職としての自覚をもち行動する。
- イ 看護職は、子どもや子どもを取り巻く保護者、保育園職員、地域の人の健康を支え、子育てを支援していく。
- ウ 疾病異常、傷害発生時における救急的対応をするとともに、職員全体に基本的対応の周知を図る。
- エ 個別の配慮を要する子どもや保護者に対し、関係機関と連携をとりながら、保健的視点から対応、支援する。
- オ 乳幼児の発育や発達段階について理解し、発達課題への対応を行うと共に、病的な状態においても、その理解と迅速な対応を行う。
- カ 他職種との職員とチームを組み園運営を行う中で、看護職として保健、医学的な視点を持ち、専門職として連携、協働を図る。

- キ 保育園は集団生活の場であることから、感染症への専門的対応を行う。
 - ク 保護者の健康、とりわけこころの健康については、虐待の対応も含め、寄り添い、支えることを基本にしながら、必要に応じて他機関と連携していく。
 - ケ 倫理的、理論的に裏づけられた専門知識と技術を持って仕事に取り組む。
- (3) 求められる栄養士の役割
- ア 保育園に勤務する専門職としての自覚をもち行動する。
 - イ 子どもや子どもを取り巻く保護者・保育園職員・地域の人に対し、食の大切さを伝え子育てを支援していく。
 - ウ 一人ひとりの子どもの発育・発達状況から栄養必要量を算出し、献立を作成、食事を提供することにより栄養管理を行う。
 - エ 献立内容は心を豊かに育むための食事であることを大切に考え作成する。
 - オ 給食設備の衛生管理・保守点検を行い、衛生管理体制を確立する。
 - カ 食育計画を作成し、保育との連携で食育をすすめる。
 - キ 食材の選定、発注および検収や管理を行い、配当予算の適切な執行を行う。
 - ク 個別に対応が必要な離乳食や食物アレルギーのある子ども・食事に配慮を必要とする子どもにおいては、関係職員および保護者と連携し、対応食を提供する。
 - ケ 他職種の職員とチームを組み園運営を行う中で、栄養士は食に関する専門的な視点を持ち、連携、協働を図る。
 - コ 倫理的・理論的に裏付けられた専門知識と技術を持って仕事に取り組む。
- (4) 求められる調理員の役割
- ア 保育園給食調理員として、食の安全性と日常業務に直結した衛生管理に努める。
 - イ 乳幼児の食事についての知識を深める。
 - ウ 調理業務の効率化と臨時職員、嘱託員への直接指導を行う。
- (5) 求められる用務の役割
- ア 組織における役割や連携を理解し、園舎内外の環境を整備する。
 - イ 常に危機管理の意識を持ち、安全対策を行う。

2 職員間の連携

保育園は乳児保育・乳幼児保育・異年齢の編成による保育、障がいのある子どもの保育、長時間にわたる保育など様々な保育形態の中で、専門性をもった多職種の職員や雇用形態の異なる職員など様々な職員で運営されている。一人ひとりを大切にしたい保育を実践するために、保育の方向性を、職員間で話し合い、共通理解をもつ。また、クラス運営の上からも、配慮を要する子に対する共通理解に努める必要がある。そのために、連絡事項や朝夕の当番の引継ぎ、園内での各種会議、ミーティングなどを活用し、意見交換や情報共有していくことが望ましい。また、日ごろから自由な雰囲気でも語り合える場を作るなどコミュニケーションを図り、共通理解や連携につなげていく。

また、主体的な活動を促すためには、職員全員の協力の下に、一人ひとりの子どもの興味や欲求を十分に満足させるように適切に支援していくことが大切である。

3 保育園職員として気をつけたい言動と態度

保育園職員は自ら、次代を担う子どもたちの育成という視点から社会における基本ルールにのっとり行動や態度を示すことが期待されている。子どもは、大人である保育者の行動を通して、社会を学び、成長することを忘れてはならない。常に自覚と、緊張感を持って、日々保育を行うものとする。

保育においては、保育士の態度や言葉使いが子どもたちに与える影響が大きい。保育士は常にそのことに留意し、自らの人間性と専門性の向上に努めながら、一人ひとりの子どもたちと関わる。

(1) 保育の姿勢

ア 「子どもの主体性を大切にしたい保育」、「共感する保育」の基本姿勢をもつ。

イ 子ども一人ひとりの発達特性に応じた受け止め方をする。

ウ 子どもの生活リズムを整え、安心して安定できる保育環境を作る

エ 保育の中で得た情報についての守秘義務意識を持つ。

オ 職員同士の情報共有を行う。特に疾病やけが、長期休み明けの場合などの情報は漏れのないように連携をとる。

カ 地域の人々や関係機関とのネットワークを通して子育てを支援し、地域で子どもを育てる環境づくりに努める。

(2) 子どもたちへの態度

- ア 温かみのある振る舞いや言葉を用いる。
- イ 子どもだからといって軽んじたり、適当に扱ったり、人格をはずかしめたりせず、子どもの人権に配慮した接し方を心がける。
- ウ 性別による固定的な役割分業意識を与えるような言葉かけや活動はしない。
- エ ゆっくりと丁寧に話しかけるとともに、正しく綺麗な発音や用語を使用する。
- オ 話しかけるときは、子どもと目を合わせる。
- カ 子どもの前では保護者や他職員の話はしない。
- キ 子どもに注意したり、諭したりする場合は、そばに行き、静かに穏やかに話しかける。

(3) 保護者への態度

- ア 不安にさせるような伝え方はしない。共に子どもの成長を見守る態度で接する。
- イ 「ああしてください」、「こうしてください」など指示命令的な言動は慎む。
- ウ 職員から積極的に話しかける。また、話しかけやすいように余裕を持った態度で接する。
- エ 穏やかな明るい表情で話しかけ、「おはようございます」「いってらっしゃい」「お帰りなさい」などの挨拶を忘れない。保護者の立場に立ち、平等に接していく。
- オ 職員の考えを押し付けることをしない。
- カ 子どもと保護者の状況や意向を受け止め、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えていく。

〇〇保育園 保育基準

※以下すべての項目に置いて、人権保護、子ども憲章、三鷹市個人情報保護条例に基づく

	項目	内容	備考
子どもに対する配慮	言葉使い・態度	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが怖がるような言い方や態度、または脅かすような言い方や態度をしない ・大きい声での会話、必要のない声かけ、落ち着きのない動きはしない ・保育者の気分で態度を変えたりしない ・流行語や流行のイントネーション、俗語などを使わないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが集中できなくなる ・子どもが、精神的に混乱する ・必要に応じて、正しい言葉使いを知らせていく
	呼び方	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを呼び捨てにしない (～さん、～ちゃん、～くんをつける) ・あだ名をつけたり、からかったりするような呼び方をしない 	
	叱り方	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰（子どもの体を叩くなど）は絶対にしない ・どなって叱りつけない ・一方的に叱ることや、人格を否定するような言葉をつかわない 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険を知らせる時に、大きな声を出すこともある ・危険だということを伝えたり、叱ったりする必要がある時は、子どものそばに行き、穏やかな声で真剣に話す 年齢に応じて、その都度丁寧に伝えていく
	けんかの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉での言い合いであっても、相手を傷つけるような言い方は制止し、適切な気持ちの伝え方を知らせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉での言い合いやけんかは、子どもの成長過程で必要なことだが、けがにつながる状況は制止する
保護者に対する配慮	守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を他言または話題にしない ・個人的に子どもの写真を撮らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達やプライバシーに関する会話に注意する * 虐待防止・危機管理などの緊急事態において、個人情報および家庭情報について関連機関に伝えることは必要である

	項目	内容	備考
	言葉使い・態度	<ul style="list-style-type: none"> ・度を越した親しい態度や話し方をしない ・乱暴な口調で話さない ・流行語や流行のイントネーションは使わない ・不安をあおるような話や噂話をしない ・職員の個人的な考え方を押しつけることはしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者および地域在住者に対して、言動に責任を持って対応する ・保護者の立場に立ち、平等に接すること
職員間での配慮	服装・みだしなみ	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応を考え、動きやすい服装および履物を着用する ・上履きおよび外靴は、かかと部分のある、ヒールの低いものを履く ・通勤時の衣服で保育にあたらぬ ・華美な服装や露出の大きい服装は避ける ・爪は短く切る ・髪は清潔に整える ・保育中はピアス、イヤリング、ネックレス、指輪などのアクセサリーはつけない ・犬や猫など小動物の毛に注意する ・名札を着用する（調理室内、0歳児室は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすいもの、脱げやすいものは避ける ・菌を持ち込まない、持ち出さない→感染症を予防するため ・アクセサリーは、落ちて子どもが誤飲する危険がある 指の間は汚れが残りやすい ・保育中は子どもとの接触が多いため、特に気をつける ・小動物のアレルギー児もいるので、衣服等についていないか確認し保育にあたる
	職員間の話し方	<ul style="list-style-type: none"> ・保育中の私語を慎む ・話題については、内容や場所、話し方をわかまえて話す ・職員間の呼称については配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニックネームなどで呼ばない
その他	外国の方々に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の生活習慣や文化・考え方などを押しつけることのないよう接する 	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる文化に対し関心や理解しようとする気持ちを持って接する。また、日本での生活に順応していけるよう援助する
	性の違い	<ul style="list-style-type: none"> ・性別による固定的な意識を植え付けるような保育をしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・性差にかかわらず、同じ人間として基本的に習得しなければならぬことを伝えていく。

人格を否定したり、権利を奪う言葉の一例

- ・むやみに「ダメ」という言葉を使う。
- ・〇〇しないなら、もらっちゃうよ（食事時・片付け・昼寝時など）
- ・〇〇しないと、あげないよ
- ・〇〇しないと鬼が来るよ
- ・ぐずぐずしてるんじゃないの
- ・こんなことも出来ないの
- ・どうせ出来ないでしょ
- ・のろいなあ
- ・男のくせに、女のくせに
- ・男の子なんだから、女の子なんだから
- ・へたくそ
- ・へんなの
- ・バカみたい
- ・センス悪い
- ・音痴
- ・だめな子ね
- ・悪い子ね
- ・汚いなあ（お漏らし等した時など）
- ・名前の呼び捨て
- ・あだな
- ・廊下に行きなさい（出ていきなさい）（帰りにさい）
- ・勝手にしなさい
- ・知らないよ
- ・あなたはここにいなさい（理由を説明せず、見捨てられる事を予想するような言葉）
- ・あっちに行きなさい

4 園長としてのありかた、園長の責務

保育園運営の基本

園長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。

- 1 園長は、保育園の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、児童憲章、児童福祉法などの関係法規に精通し、正しく運用する。
- 2 保育理念、子どもの発達観など、保育に関する専門知識を発揮し、保育園を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性の向上に努める。
- 3 施設全般に関する管理運営能力を発揮する。
- 4 職員の自己評価及び保育園の自己評価との連動による保育の改善を行う。
職員が保育園の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることが出来る体制をつくること。
- 5 研修体制の確立と自己研鑽への援助・助言を行う。
 - (1) 研修体制の確立と着実な実施を行う。
 - (2) 職員の意欲を高める
- 6 人事面での指導性、人間関係の調整能力を発揮する。
- 7 保育事業に関する使命感、責任感、誠実性を持つ。
- 8 保護者及び地域社会に対する指導性と対応能力を発揮する。
- 9 保育事業に関する計画性や組織性、結果に対する評価、反省、考察を行う。
- 10 各種、社会資源の開拓並びに活用能力を発揮する。
- 11 豊かな経験をもとに健全な人生観、社会観を身につける。
- 12 地域や他機関との連携を図り運営に反映させる。

(上記は『園長手引き』参考)

5 職員研修等

(1) 専門性を高める研修

職員は、子どもの保育及び保護者への子育て支援を適切に行えるようにする。また自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育園内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努める。

- ア 小グループでの学び合い
- イ 既存の記録・資料を活用しての研修
- ウ 保育の公開や他の保育園、施設の見学など
- エ 職員相互の学び合い
- オ 外部の専門職からの学び
- カ 複数の施設が協力して実施する研修



(2) 学び合いの環境づくり

保育園全体としての保育の質の向上のために、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実を図る。

- ア 保育士の存在は、保育の環境構成において重要な要素となっており、保育士の態度や、言動が子どもに大きな影響をあたえる。
- イ 多様な保育ニーズ、地域の子育て支援に対する専門性を生かしていくための対応能力を身につけていく。
- ウ 常に自分を磨き、保育の質の向上を図る努力をして、その期待に応えるようにしていく。

職員の研修は、体系的、計画的に実施されている職員研修と、主管課の研修とに大きく区分できる。さらに主管課の研修は、専門性の高い職場内研修、各園で行われる実技研修や様々な派遣研修がある。

保育園の保育体制や業務全体の状況などを考慮し、職位や職務内容を踏まえた研修計画を作成しなければならない。

《用語の説明》

本文で用いられる用語の意味については、次のとおりである。

1 人財

三鷹市では職員を「市民のために働く財産」として考え、「財」という文字と表記する。

2 障がい

三鷹市では障がいの「がい」はひらがな表記とする。

3 援助

できないことを代わりに助ける事とする。

4 支援

できるように支える事とする。ただし、保育所保育指針より引用した部分についてはそのまま「援助」と表記する。

5 経験

行為によって得た知識や技能などを指す。

6 体験

自分が身をもって感じるところに重点があり、行為の内容よりも印象的な事柄について用いる。

7 ライフ・ワーク・バランス

暮らしと働くことの調和を図り、自分らしい生き方や様々な働き方を選択できる社会の実現を目指すこと。三鷹市では英語の「ライフ」が意味する「人生」「生命」「生活」を重視し「ライフ」のあり方を出発点にした「ライフ・ワーク・バランス」を進めている。

8 全体的な計画

全体的な計画とは旧保育所保育指針が「保育課程」と呼ばれていたものを指す。